

# バリープログラム利用規約

## 利用規約

「バリープログラム」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社福岡銀行（以下「当行」といいます。）が定めるこの利用規約（これに関連する規約・通知等を含み、以下「本規約」といいます。）に従い提供されます。お客様は本サービスを、本規約に同意した上で利用するものとします。お客様が本サービスの利用を開始した場合は、本規約に同意したものとみなされます。

## 第1条 用語の定義

「会員」とは、本規約に同意した上で、本サービスの利用を開始した者をいいます。なお、原則として、当行へお届けの住所・氏名・生年月日等が一致している場合には、同一の会員として取り扱います。

「コース」とは、銀行取引により決まる会員の状態をいいます。

## 第2条 サービス内容

本サービスは、当行が、会員に対し、当行との取引内容により決まるコースに応じた様々な特典を付与するものです。

## 第3条 対象者

本サービスの会員は、普通預金口座を開設している個人の方に限ります。ただし、個人事業主・非居住者・任意団体の方は対象外とさせていただきます。

## 第4条 会員登録

当行所定の方法により申込を受付し、所定の手続きを行い、当行がこれを承諾した日（以下「契約日」といいます）から本サービスの提供を開始します。

## 第5条 コースと特典

- 1 会員の当行全店での取引を集計して、毎月末にコース判定を行います。複数のコースに該当する場合、特典が多いコースを優先します。
- 2 コース判定の翌月 16 日から翌々月 15 日までコースに応じた特典を受けることができます。
- 3 コース判定の対象となる取引項目やコース判定基準・特典などの詳細はホームページ等でお知らせします。なお、この取引項目等は、事前の通知無く変更することがあります。
- 4 コースは取引状況に応じて毎月末に見直します。

## 第6条 マイコインの提供

- 1 当行との取引内容等に応じて提供されるマイコインは、iBankマーケティング株式会社（以下「iBankマーケティング」といいます）が提供するポイントサービスです。
- 2 マイコインの内容および利用条件は、iBankマーケティングが別途定める「マイコイン規約」に定めるとおりとします。
- 3 本サービスによるマイコイン提供基準等は、ホームページ等で告知します。なお、この提供基準等は、事前の通知無く変更することがあります。

## 第7条 サービス内容の改廃及び規約の変更等

- 1 本サービス内容は、当行の都合により、事前の通知無く変更することがあります。
- 2 本規約は、当行の都合で変更することがあります。規約変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行の責めに帰すべき場合を除き当行は一切の責任を負いません。
- 3 前各項の改廃および変更については、その効力が発生する日（「効力発生日」といいます）までに、ホームページ等適切な方法により、効力発生日と改廃および変更内容を周知いたします。ただし、会員の一般の利益に適合する場合は、即時に改廃および変更内容を適用することがあります。

## 第8条 個人情報その他会員に関する情報の取扱い

- 1 当行は、会員の個人情報その他の会員に関する情報を、当行が別途定める個人情報保護宣言に従って適切に取り扱います。

## 第9条 反社会的勢力等の排除

- 1 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当行は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
- 4 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

#### **第10条 利用停止**

会員が次のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止します。

- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻されるなど、会員が所在不明となったとき
- (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
- (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

#### **第11条 退会**

- 1 本サービス会員が本契約を解約する場合は、当行所定の方法によるものとします。
- 2 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本サービスの契約は終了することがあります。
- (1) 全ての口座を解約した場合
  - (2) 全ての口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
  - (3) 当行が、別途定める一定期間の利用がないために、全ての口座の預金取引を停止した場合
  - (4) 会員本人が亡くなった場合
- 3 次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも、本サービスを解約することができます。
- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
  - (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
  - (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- 4 本契約が終了した場合、各種手数料の優遇や特典を受けることができなくなります。

## **第12条 禁止事項**

- 1 会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
  - (3) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
  - (4) 他の会員または第三者の人権を損害する行為
  - (5) 法令に違反する行為または違反するおそれがある行為
  - (6) 本サービスの運用を妨害する行為
  - (7) 本サービスの信用を毀損する行為
  - (8) その他当行が不適切と判断する行為
- 2 会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- 3 会員が公開、頒布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

## **第13条 譲渡・質入等の禁止**

本契約に基づく本サービスの権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等できません。

## **第14条 免責事項**

- 1 やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2 災害、事変や法令および官公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3 本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの会員の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- 4 会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが当行の故意・重過失により発生したものでない限り、当行は当該損害を賠償する責任を負いません。
- 5 会員が会員資格を喪失した場合には、以降本サービスの利用ができなくなります。

## **第15条 準拠法及び管轄**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

2026 年 1 月 19 日現在